

合理的配慮について

合理的配慮とは

みなさんには学ぶ権利があります。本来、学び方にはさまざまな方法がありますが、多くの人は提示された方法や環境に適応しながら学んでいます。しかし、心身の機能などに何らかの制限や特性がある場合、多くの人が何気なく適応している方法や環境ではうまく学べない状況（これを「障害」と呼びます）が生じることがあります。

このような「障害」、つまり普遍的に与えられた権利を享受するうえで障壁となっている設備・前例・ルール・慣行に対しては、「合理的配慮（変更および調整）」を求めることができます。これは、障害者権利条約・障害者差別解消法・京都精華大学障害学生支援に関する基本方針でも認められている権利です。

※上記のような「障害は社会によって作られる」という捉え方を「障害の社会モデル」と言います。

合理的配慮の一例

何が「合理的」であるかは、個別具体的に調整されます。そのため、配慮の内容は一律には決まりませんが、例えば次のようなものがあります。

環境の調整

使用教室や座席の配慮、専用机・椅子の確保など

コミュニケーション上の配慮

自身の特性や障害に関する情報提供、連絡事項を伝達する方法の調整など

AT（支援機器・支援技術）の活用

授業での撮影や録音の許可、パソコンや耳栓の使用許可など

人的サポートの配置

パソコンテイク、ノートテイク、修正テイク、ガイドヘルプ、手話通訳など

※合理的配慮は機会の均等を目指すものであり、単位取得や進級・卒業などの結果を保証するものではありません。

※合理的配慮に該当しない例として、教育機関として本来におこなうべき業務ではない内容、講義の到達目標（本質的事項）に対して変更および調整を求める内容、実現可能性に乏しい内容、他者への著しい不利益が想定される内容、学生本人の意向が反映されていない内容などが挙げられます。

申請の流れ

以下の流れに沿って、学生本人との対話（ヒアリング、根拠資料の確認など）を繰り返しながら、合理的配慮の内容を決定していきます。なお、合理的配慮はどのタイミングでも申請ができますが、対話と調整には一定の時間を要し、直前や事後での対応は難しいため、何らかの困難が想定される場合は事前にご相談ください。

合理的配慮の申請

合理的配慮申請書に根拠資料を添えて、障害学生支援室へ申請します。

○根拠資料とは？

医師の診療情報提供書、心理検査の結果、診断書、障害者手帳、これまでの支援利用歴など、求める配慮事項に対して整合性や客観性を裏付ける書類を指します。大学の公式サービスである合理的配慮を提供するためには、根拠に基づいた個別具体的な検討が必要となります。また、根拠に基づく支援は、大学の教育や研究の機会を提供するためにも必要だと考えています。

配慮内容についての対話と合意形成

- ① 申請書や根拠資料とともに、障害学生支援室で状況の聞き取りをおこない、必要性和妥当性をまとめた「見立て書」を作成します。
- ② 「見立て書」をもとに、学生と所属の学部・研究科などの担当教員が面談し、合理的配慮の内容や周知範囲を確認します。合意された内容で、障害学生支援室が配慮依頼文書のもととなる書類を作成します。学生はその内容を確認します。
- ③ 全学共通科目でも②の内容を確認します。合意に対話が必要な場合には、別途面談の機会を設けます。

合理的配慮の決定

全学会議である学生生活委員会において、大学組織としての合理的配慮を決定します。

※決定通知書は、学生本人に通知されます。

※障害の状態や状況が変わった場合や求めた配慮が有効に機能しない場合などには、内容の再検討をおこないます。

授業担当教員への通知

障害学生支援室から授業担当教員へ、配慮依頼文書を通知します。

※申請内容によって通知方法が異なることがあります。

支援開始と本人による調整

支援開始後、必要に応じて学生本人が授業担当教員に相談して、個別具体的な配慮事項に関して調整をおこないます。